

令和7年12月2日以降の受診方法について



令和6年12月2日をもって組合員証・被扶養者証(以下、「組合員証等」という)の新規発行が廃止され、健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード(以下、「マイナ保険証」という)を利用することが基本となる仕組みに移行されています。

令和7年12月2日以降、医療機関等の受診方法は以下の3パターンとなります。

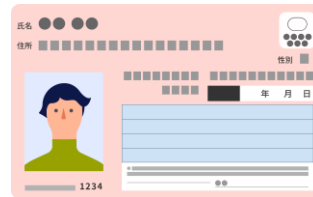
1. マイナ保険証

健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード

【健康保険証利用の登録方法】

- ・医療機関・薬局の受付(カードリーダー)
- ・「マイナポータル」
- ・セブン銀行ATM

注:医療機関等のカードリーダーの不具合等でマイナ保険証が使用できない場合は、「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカードを併せて提示することで、受診することができます。



2. 組合員証等

令和6年12月2日以前に交付された組合員証等

令和7年11月1日より有効

利用不可

注:組合員証等の再発行はできません。マイナ保険証を利用できない方で、組合員証等を紛失・破損した場合は、地共済大阪府支部HPから資格確認書の交付申請をしてください。(右上の二次元バーコードからも申請可)



3. 資格確認書(A4版)

令和6年12月2日以降交付される、
組合員証等の代わりとなるもののA4版

【交付対象】

- ①マイナンバーカードの紛失等で一時的にマイナ保険証が使用できない旨の申請があった場合
《申請方法》
 - ・資格取得時や被扶養者申告時に個人番号報告書に記載し、支部に提出
 - ・地共済大阪府支部HPから申請
(右上の二次元バーコードからも申請できます)

- ②資格取得時や被扶養者認定時に、被保険者等情報データ登録が完了するまで時間を要すると見込まれる場合(※)

(※)該当する方は、資格取得・被扶養者認定時に資格確認書(A4版)を送付します。

地方職員共済組合資格確認書	
令和 6年 8月15日 交付	
記 号	番 号
氏 名	
性 別	
生 年 月 日	
生 育 地	
現 住 所	
行 政 所 在 地	
保 険 者 番 号・名 義	
保 険 者 電 話 番 号	
性 別	
生 年 月 日	
生 育 地	
※ 以下の欄に記入することにより、資格確認に関する意思を表明することができます。 (記入は任意です。)	
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
1. 私は、国民健康保険に加入した旨の届け出を済ませ、申請の際に資格確認を希望します。	
2. 私は、国民健康保険に加入した旨の届け出を済ませ、申請の際に資格確認を希望します。	
3. 私は、資格確認を希望しません。 (1又は2を希望した上で、提供したくない情報があれば、×をつけてください。)	
【心臓・腎・肝臓・腎臓・関節・小腸・神経】	
【特記事項】	
署名年月日: 年 月 日	
本人署名(印): 実印署名(印):	

4. 資格確認書(カード型)

令和6年12月2日以降交付される、
組合員証等の代わりとなるもののカード版

【交付対象(原則申請要)】

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録をしていない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方
- ・資格確認書を紛失した方 等

【申請方法】

- ・資格取得時や被扶養者申告時に個人番号報告書に記載し、支部に提出
- ・地共済大阪府支部HPから申請(右上の二次元バーコードからも申請できます)

(※)現在、組合員証等を所持している組合員等の方は、令和7年11月中旬頃に地共済で職権により発行し、お届けします。

地方職員共済組合	
資格確認書	本人(組合員)
記 号	番 号
令和 6年 8月15日 交付 (枝番)	
氏 名	
性 別	
生 年 月 日	
生 育 地	
現 住 所	
行 政 所 在 地	
保 険 者 番 号	
保 険 者 名 義	
保 険 者 所 在 地	
保 険 者 電 話 番 号	



《医療機関等の受診が可能なもの》

名称等	発行主体等	限度額適用認定証	備考
組合員証 ・令和7年12月1日まで使用可			
利用不可（令和7年12月2日以降）			
マイナ保険証 ・令和7年12月1日まで使用可	《マイナンバーカードの発行》 ・住民票のある市区町村 《健康保険証としての利用登録》 ・市区町村(マイナンバーカード発行時等) ・医療機関や薬局の顔認証付きカードリーダー ・マイナポータル ・セブン銀行ATM	不要 医療機関等の顔認証付きカードリーダーで受付けしたときに、限度額適用認定情報を医療機関等に提供するかどうかの確認を求められます。	顔認証付きカードリーダーの故障等でマイナ保険証が使用できないときは、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を併せて提示することで受診可能
資格確認書(A4版) ・有効期間は資格登録等に要すると見込まれる期間	地共済 ・新たに組合員資格や被扶養者資格取得時など、資格登録等に時間を要する場合に暫定的に発行します。	別途必要	
資格確認書(カード型) ・有効期間は最長五年以内	地共済 ・マイナ保険証が使えない方などに発行(※)します。 ※ 現在、組合員証等を所持している組合員等の方は、令和7年11月中旬頃に地共済で職権により発行し、お届けします。 ※ 令和6年12月2日以降に新たに組合員や被扶養者となられた方は、地共済に申請（資格取得届時又は別途支部HP）が必要です。	別途必要	資格確認書交付申請 は こちら から

《その他の交付物 ※単独で医療機関等の受診はできません》

名称	発行・目的	備考
資格情報のお知らせ	地共済 ・マイナンバーカードには、従来の保険証に記載されている記号・番号や資格取得年月日などの情報が記載されていないため、組合員証廃止後の給付金申請などで使用していただくことなどを目的に、すべての組合員・被扶養者に対して、個人単位で発行します。	～マイナポータルでの確認が便利です～ 資格情報のお知らせはリアルタイムで発行できるものではありませんので、最新の情報はマイナポータルよりご確認ください。 https://digital-gov.note.jp/n/nc062fa9cb623